

議会改革に関する特別委員会会議記録（概要）

令和3年1月15日（金）

開 会（午前10時0分）

【議 事】

政治倫理条例の改正案について

越阪部委員長

前回の委員会終了後、石原委員に条文としての整理と法律的な部分の確認をしていただきました。このことについて、石原委員から説明願います。その後、皆さんに議論をしていただき、一条文ごとに確認をします。

石原委員

前回の委員会で法律的側面から、てにをはも含めて皆さんと整理をして、委員長から最終的な清書をしてほしいと依頼があり、提出した。そこで、改めて法律的な部分を確認したところ、確認をしておかなければならない内容について助言があったので、それを説明していきたい。

初めに、第5条の行為規範について、第2号では、刑事事件が実際に起きた場合、逮捕されたとき、起訴されたとき、有罪判決が出たときといった段階があるので、どの時点で条例に抵触するのかをあらかじめ決めておいたほうがよいのではないかとということだ。それから、不正の疑義を持たれるおそれのある行為は、具体的にどのような行為なのか、イメージの共有ができているかを確認しておいたほうがよいということだった。

次に、第7号のセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントが、法律の文言として正式な表現か確認をしたほうがよいということだった。

次に、第8号は、市から活動及び運営に対する補助金又は助成を受けている団体及び著しく公共性の高い団体、という文言は、定義が分かりづらいので、団体がどこを指すのか分からないという話もあった。これは、私たちがずっと議論をしているとおり、市から活動及び運営に対する補助金又は助成を受けている団体と、もしくは著しく公共性の高い団体のことを指すので、どちらか一方ならば許されるというようなものではない。

次に、第9号は、暴力団とその構成員、これらと社会的に非難される関係を有するものと利害関係を持たないこと、という文案は岡山県津山市の条文を参考にした。社会的に非難されるべき関係というのは、親戚か、友人か、家族か、どのような関係なのか。あるいは、暴力団が経営に関わっている企業との関係などを指すのか。また、利害関係というのは単純な交友関係なのか、ビジネス上の関係なのかというあたりの認識をあらかじめ共有しておいたほうがよいのではないかと。

以上のことが、法律的に照らし合わせて判明したことだ。これらを1点ずつこの場で確認をしていってよいのか、委員長に確認をしていただきたい。

休 憩 （午前10時11分）

再 開 （午前10時14分）

越阪部委員長

石原委員から説明がありましたが、確認した内容に基づいて対応の検討

をしていきたいと思います。内容は5項目あります。

最初に、第5条第2号の刑事事件について、実際に刑事事件が起きた場合、どの時点で条例の行為規範に反すると捉えることになるのかということです。先ほどの説明でもありましたが、逮捕時や起訴時点などの共通認識を持つということです。このことについて、何か意見はありますか。

石原委員

私は逮捕時でよいと思う。何かしら、そうした容疑があって逮捕されることなので、議会に対応すべきなのは、遅くともこの時点だと思う。

川辺委員

逮捕されて無罪になる可能性もある。その部分が気になる。

石原委員

逮捕された罪状の内容にもよるが、有罪になるか断定できないところはある。

川辺委員

例えば、痴漢行為では冤罪の例もある。

石原委員

そうした罪状によっては、そのときの議会は慎重にやらなければならないと思う。

島田委員

仮に逮捕をされれば、私たちの場合はニュースになってしまう。そうな

れば、何も動かないわけにはいかないと思う。これは議員辞職をしなければならぬという話ではない。逮捕されれば、議会としては何らかの対応をしなければならぬということにおいては、逮捕時でよいのではないか。もちろん、冤罪の可能性もあるので、それはそのときの推移を見守らなければならぬが、刑が確定することになれば、例えば辞職勧告を出すなどという話になっていくと思う。逮捕された時点で、何らかの対応をするという意味においては、逮捕時でよいのではないかと思う。

川辺委員

対応というと、議会が調べていくということか。

島田委員

その対応はこの場では決められない。何か対応することになった場合は、内容にもよるので、一旦は代表者会議で議論をされたり、議会運営委員会のほうでされたりするのかもしれないが、どういう形かは分からないがそうしたことだと思う。中身の何をするかまでは、ここで決められない。

矢作委員

今までも何例かあったと思う。私の記憶では、選挙買収事件があったときに、元所沢市議会議員が取調べ中は議員として在籍しており、起訴されて失職するまでは議員活動をしていた。また、別の議員のときも同じだった。逮捕時ということになると、その時よりも進んでしまうことになると思う。

石原委員 逮捕時で議会として対応しなければならないのは、逮捕されたから失職させようという話ではない。

松本委員 今言ったように、何らかの動きを議会として取らなければならないというぐらいの話だ。失職まで議決することもできないし、政治倫理審査会を開くかどうか、逮捕時点で罪状がはっきりしていなければ結論は出せない。何らかの形で、議会が問題意識を持って動いているということだ。

島田委員 議会として責任を感じているということだ。

松本委員 失職は求めているだろう。

島田委員 求めている。

矢作委員 それは分かるが、かつては何らかの対応というのをしてこなかったと記憶している。何らかの対応というのは、例えば、決議とかなのか。

松本委員 まだ決議まではいかないのではないか。

島田委員 中身までは決められない。どの時点でと考えるのか、というのは法律的

側面から確認しておいたほうがよいと示されてはいるが、今回ここで言いたいのは、刑事事件など不正の疑念を持たれる行為をしないでおこうということであり、そこまでの確認は必要ないと思う。心がけの問題なので、時点の話をも具体的に話しても意味がない。

荻野委員

本当に疑いがあるのであれば、第6条の審査請求の話になっていく。

島田委員

今回、このように検討項目として提起されているが、どの時点はあまり関係がなく、事件や不正を行わないように心がけてほしいという話なので、それでよいのではないか。

越阪部委員長

それ以前の問題だということですか。それでよろしいですか。

(委員了承)

越阪部委員長

前提のことだということですね。

荻野委員

現行の条文だと、刑事事件等一切の行為、となっている。今回の案だと、後段の、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為、の部分を除くと、刑事事件をしないことと、というようにつながってしまう。文言として違和感があるが、いかがか。

島田委員	以前のように刑事事件等一切の行為としたほうがよいということか。
荻野委員	そのほうが言葉のつながりとしてはよいと思うが、気にしないのであればこだわらない。刑事事件に係る行為、という表現はどうか。
島田委員	たしかにそのほうがよい。
石原委員	表現を、行為でそろえるということか。
越阪部委員長	今の提案についてはいかがですか。よろしいですか。 (委員了承)
越阪部委員長	次に、第5条第6号についてです。
松本委員	第6号もやるのか。今回の資料では触れられていないのではないか。
荻野委員	これは今回やるのか。
石原委員	法律的側面から確認して、特に指摘はなかった。

川辺委員 第6号について確認したい。請負契約、委託契約等とあるが、ここは前回確認したか。委託契約は追加されていると思うのだが。

松本委員 第6号について会派の意見を述べてもよいのか。

荻野委員 それをするとまた長くなってしまう。

松本委員 今は、法律的側面から対応を検討したほうがよいと指摘されたことの確認するのではないのか。

荻野委員 まずは先に進めていったほうがよい。

松本委員 第6号については会派の意見がある。

石原委員 意見があるならばそれはまた後で。

越阪部委員長 では、先ほどの続きで、第2号の不正の疑惑を持たれるおそれのある行為について、具体的にどのような行為かということの確認です。

荻野委員

これは、確認をして条文の表現を見直すということなのか。例えば、解釈のようなものを別につくるということか。

越阪部委員長

法律的側面から確認しておいたほうがよいということでしたので、提起しています。

石原委員

あくまで助言ではある。

荻野委員

法律的側面からの助言を受けて確認するのであれば、イメージなどは条文に落とし込むことができないので、所沢市議会基本条例のように趣旨及び解釈などをつくることも一つの方法だと思う。

島田委員

イメージの共有もあるが、ケースによってくるところもあるし、挙げていったとしても漏れてしまったものはよいのかという話になってしまう。刑事事件や不正の疑惑を持たれるおそれのある行為というのは、あくまで私たちのモラルの問題である。改選で議員が入れ替われば、また時代によっても状況は変わっていくと思う。

荻野委員

あまりそこを議論しても意味がない。

松本委員 法律的側面から確認したというのは、一つのアドバイスとして受け止めるぐらいでよいのではないか。

越阪部委員長 それではこの件については以上でよろしいですか。
(委員了承)

越阪部委員長 次に、第7号です。これについて、何か意見はありますか。

松本委員 これについては、これが唯一の表現ではないのか。

川辺委員 ほかの表現は考えにくい。

島田委員 ほかの市議会でもセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントと表現されている。

石原委員 特に変える必要はないと思う。

越阪部委員長 では、次の第8号に移ります。何か気なることはありますか。

川辺委員 指摘にもあるように、別に規則に定めるところで、前回の委員会では、行政が事務局を務める等の公共性の高い団体が分かりづらいのでは

ないかという意見があった。例えば、市民団体がなかなか事務作業ができず、まちづくりセンターが代理でやっているような団体もあるのか。

松本委員

ある。

川辺委員

そうした団体もあるようで、広がりすぎてしまう部分があるのではないかと思う。もう少し限定できるような表現の仕方はあるか。

石原委員

川辺委員の発言にあった、市民団体の事務をまちづくりセンターが代理でやっているというのは、どういう団体か。サークル活動などが。

川辺委員

そういうものもあるようだ。例外的なのかもしれないが、意見を伺いたいと思った。

松本委員

施行規則第2条では、以下の団体とする、と明言している。具体的に4項目挙げられているので、最後に挙げられている、行政が事務局を務める等の公共性の高い団体という項目は削除してもよいのではないか。今の発言のとおり、明確でないものだ。

石原委員

明確にするには、たくさん書く必要がある。これについては議論をした経緯があるが、行政が事務局を務める等の公共性の高い団体で一番大きい

のは地域づくり協議会で、ほかにも青少年を守る会など事務局を完全に行
政でやっているものがある。なので、このような表現にしないと、それら
を一つずつ列挙しなければならなくなってしまうのでこうした書き方に
している。広がってしまうというのは、サークル活動まで代理している
というのはあまり認識がなかったのだが、公共性の高い団体というのがあく
まで念頭にある。書き方が整理できる状態で、効力を弱めない書き方があ
れば、それは分かりやすくしてもよいと思う。

川辺委員

今の発言のとおり、地域づくり協議会や青少年スポーツ団体などは明ら
かにそうだと思う。

島田委員

川辺委員が言っているのは、自分たちでできないから代理でやってもら
っている場合の話だろう。その場合は、ここにはあまり当てはまらないの
ではないかと思う。実質は代理でやっても、形式上はその団体で全部
処理をしているので、そこは含めないというか、今まで議論してきたのは
大規模で明らかな団体を指しているので、広がるという捉え方もできる
が、ぼやかしているともとれる。適当な表現があるならばそれでよいが、
川辺委員が指摘しているところまでは含まないと思う。

石原委員

実際に行政が事務局を務めているのではない。

川辺委員

その確認が取れたので、分かった。

松本委員

任意団体の人たちは何か生業を持ってやっているの、役員になったからといっても簡単な事務手続きでも億劫がる。そこに、各まちづくりセンターのコミュニティ担当のアドバイスやサポートがなくしては市が進めているコミュニティはできない。

石原委員

その会長を議員がやってはいけないとまでの発想はない。

川辺委員

そこについての確認ができた。

松本委員

施行規則で列挙した4つの具体的な団体と、今の議論にあった著しく公共性の高い団体は、列挙できないからこのような書き方になったのか。助成を受けている団体に限るという案があるのだが。

石原委員

そのような案はない。どこから出てきたのか。

松本委員

それは私の案だ。

石原委員

今日出てきたのか。

島田委員

何を言っているのか分からない。

松本委員

具体的に挙げた団体とそれ以外の団体の分け方が分かりにくいか、ということだ。それならば、先ほどの地域づくり協議会も挙げてしまえばよいのではないか。

島田委員

それはこの間の議論で、列挙しきれないということだった。

松本委員

どこまでが公共性の高い団体かという判断が難しいということが言いたい。

石原委員

それは、議員が自分の責任と自覚で考えるしかない。

荻野委員

それで仮に疑義があった場合はその都度確認してもらうしかない。

石原委員

自分の意志で就任したのであれば、指摘されれば自分で退くこともできる。

島田委員

直結してすぐに罰が下されるという話ではないので、あくまでもそこは

就任しないことと書いてあるので、そのようなことが判明すればその段階でそれ相応の対応をすることになるのではないか。

石原委員

議員を務めていれば、自分がこの会長を務めてよいのかどうかという判断はできると思う。

松本委員

会派で議論をしたときには、助成を受けている団体に就任しないこと、として、著しく公共性の高い団体、は分かりにくいので削除してほしい。したがって、施行規則第2条の、行政が事務局を務める等の公共性の高い団体、の部分も削除したほうがよいのではないか、というのが会派の意見だ。

石原委員

これは前回の委員会ですでに確認がとれていた話だと思う。その意見に一応補足するならば、著しく公共性の高い団体というのは、今までPTA会長は駄目だという不文律があり、それを明記するために単位PTAは補助を受けていないし、PTA連合会に加盟していない単位PTAもあるので、それを規定するためにはどういう言い回しにしたらよいかということで、あえてこれを書くために、著しく公共性の高い団体という文言にした。その具体例が、PTAということになっている。その議論は皆さんとずっとしてきて、これは明記したほうがよいと前回までで確認ができていたと思う。

島田委員 確認が取れているし、逆に言えば自由民主党は公共性の高い団体の長に就任したいということになってしまう。そういう意味なのか。

松本委員 これはすでに共通認識で終わっているということか。

島田委員 委員長は議事を進めていただきたい。

松本委員 議論をして統一見解が出ているということであれば、それ以上申し上げても仕方がない。

越阪部委員 最初に始まったときには、分かりやすくするという意味だったと思います。また、倫理規定なので議員本人のことだということ、それによって議員の立候補を妨げないようにしようということがあったと思います。それから、条文については今まで曖昧になっていた部分を分かるようにするということがあったと思います。

どういう団体の長になることがふさわしくないのか、という部分を分かりやすくするためにはどうすればよいか、ということを私はずっと思っていました。なので、できるだけ今まで就任しないこととしてきたものを明記して、そのことをはっきり言ったほうがよいのかと思います。そして、行政が事務局を務める等の公共性の高い団体、というのはものすごく数が

多くなってしまうのではないかと心配される、と川辺委員も発言していました。そういうことを考えなければいけないという意味で、分かりやすくすることとの兼ね合いをどうするか、というのは、会派に持ち帰って話をした中で、そのことをきちんと明らかにしたほうがよいのではないかという話がありました。これは蒸し返しになってしまっているのかもしれませんが、よく見るとそういうことが考えられます。

松本委員

確認をしたいのだが、皆さんが指摘されたように、第5条第8号は終結しているという認識でよいのか。

島田委員

この間、これは議論をした。越阪部委員は委員長なのだから、委員長は意見を言うのではなく、議事運営をするものだ。皆さんでまとまったのなら、それで進めるものだ。松本委員が会派の代表で話をしているのだから、そこで皆さんと合意が取れるのであれば、それで進めてもらわないと、越阪部委員の意見で議事を止めないでいただきたい。

この間からさんざん議論をしてきた。石原委員が発言したように、青少年を守る会などの長には就かないという話をしてきた。それを列挙するととなると、ものすごい数になるというのは石原委員が前にリストアップしてくれていた。

石原委員

その議論を踏まえてこの書き方に落ち着いて、確認を含めてしたのだ

が。

荻野委員

内容は固まっている。あとは条文をどうするかというだけの話だ。

石原委員

委員会を開くたびにその議論を振り返ってまたということになると、これからどうやって進めていけばよいのか分からない。

休 憩 （午前10時54分）

再 開 （午前11時6分）

松本委員

先ほど申し上げたとおり、私個人の意見ではなく会派の意見と申し上げたが、会派としては、第5条第8号は結論に至っていないという認識なので、もう一度調整する。私がさっき申し上げたのは、一つずつ議論を進めてきて、そこで終結しているという認識だったのだが、終結していないという認識もあるようだ。

石原委員

みんな終結しているという認識だった。終結していないという認識は誰の認識なのか。

松本委員

話し合いでまとまってきたが、最終結論は出ていないという会派の認識

なので、持ち帰らせていただく。

島田委員

今までの議論を踏まえて持ち帰ってもらい、持ち帰る以上は単純に削除とかの話ではなく、議論してきている土台を踏まえた会派の意見を発表してもらわなければ、全然進まない。

荻野委員

今日は、政治倫理条例の改正案のパブリックコメントを実施するための最終確認の委員会だと私は思っていた。今さら持ち帰りといわれても、どんどん予定も遅れてしまう。そのあたりについて、松本委員はどう考えているのか。

松本委員

確かに、前回の約束で今日終結するというように進んできたが、会派としてはまだその認識でない。

石原委員

本当は前回だった。

荻野委員

そんなことを今さら言われても困る。委員長はどう考えているのか。

島田委員

委員長はこの間スケジュールを話していた。

越阪部委員長

私も政治倫理条例については、早くに結論に至るかと思っていて、議会BCPより早くパブリックコメントを実施できるようにしたいと思っていました。ただ、いろいろ検討するとなると、私のことでお話ししてしまい申し訳なかったのですが、分かりやすいことや、十分にまとめて皆さんが納得するような文面も含めて検討しなければいけないということを改めて思いました。蒸し返しているようで申し訳なく思っていますが、そういう意味で話を聞いていただいて、少し時間がかかって申し訳ないです。

島田委員

だったら、会派として賛成できないのであれば、石原委員がリストを示してくれた段階できちんとしてもらわなければ、ずっと話が積み重なって委員会もやってきた。それでこの間、こういう書きぶりで、施行規則の話もした。そうして決まった話なのに、やっぱりもう一度会派に持ち帰らせてくれという話は通らない。

荻野委員

たしか、前回の委員会で、委員長から石原委員に条文の清書をしてほしいという話もしていた。それは、内容としてある程度まとまったという認識でそういう指示があったと思う。だから、今さら委員長からそんなことを言うのは石原委員に対しても失礼だと思う。今さらそんなことを言われても議論にならない。

島田委員

石原委員もこれにのっかって法律的側面から確認をしている。はっきり

言って、委員長は議事妨害だ。

越阪部委員長

申し訳ないですが、時間をいただきたいということでもよろしくお願ひします。

矢作委員

確認したいのだが、この条文の、市から活動及び運営に対する補助金又は助成を受けている団体、まではよいが、その後の、著しく公共性の高い団体、の文言が分かりにくいということを言っているのか。

松本委員

そのとおりだ。

越阪部委員長

今は第8号について議論していますが、次の第9号に進んでしまいたいと思います。そしてもう一度ということになるかもしれませんが、そのように進めさせていただきたいと思います。

第9号について、石原委員からお話し願ひします。

石原委員

これは岡山県津山市議会の条文を参考にしてつくったものだ。単純に、暴力団やその構成員と関係を持つてはいけないということのみならず、関連のあるような人たちとの利害関係を含めて記載があったので、これは非常に良い条文だと思い、所沢市も市の暴力団排除条例と合わせる形で提案したものだ。

法律的側面から確認したところでは、社会的に非難されるべき関係というの具体的などういうことまで指すのか整理が必要ということだったが、この件は津山市に現在問い合わせ中だ。基本的には暴力団との直接の関係というよりは、暴力団が経営に関わっている企業や店、あるいはその配下にある反社会的な集団とかも含めて、付き合いはいけないと私は読み取った。

越阪部委員長

これは、各委員のイメージの共有ということだと思います。いかがですか。

川辺委員

これはあくまでも所沢市暴力団排除条例に沿って、議会もそれに従ってという観点で書いたのか。

石原委員

基本的には市の暴力団排除条例があるので、それに規定する暴力団や構成員に加えて、それらの加盟団体ということなので、強いイメージになる。条文の強弱としては、単純に暴力団及び暴力団構成員と関係を持たないことのみに行っているところもある。

越阪部委員長

この件について、ほかにはよろしいですか。

島田委員

石原委員が確認中の件は、確認をしなくてよいのか。

石原委員 意見として確認できればと思った。もし共有できる機会があればまたお話ししたい。

越阪部委員長 後でまた確認ということになりますか。

石原委員 まずは私たちとしてどうなのか、というところではないか。決めるのは私たちなので、あくまで津山市はそういう意見だ、というだけだ。

越阪部委員長 第9号については、この条文でよろしいか。

(委員了承)

荻野委員 第9号について確認したいのだが、所沢市暴力団排除条例から引用しているが、条例の名称の後ろに括弧書きでいつのどの条項かを入れるのが通例だと思う。法律でも同様に表記しているので、入れておいたほうがよいと思うのだが、これについてはいかがか。

石原委員 実際の条文には括弧書きで入れておいたほうがよいと思う。

越阪部委員長 では、条文に入れるということで、よろしくをお願いします。

次に、第8号について、分かりづらいのでこういう文面はいかがかとい

う案が自由民主党から提案されています。

(自由民主党からの提案について、資料が配付された)

松本委員

第5条第8号について、先ほどお話ししたとおり、自由民主党としてはこの件はまだ終結しておらず、合意が取れていないという認識だ。

それから、第5条第6号については、まだ結論が出ておらず合意されていない項目だ。2親等以内の血族又は、の部分を削除し、役員は代表者に変更すること。そして、委託契約等を削除し、辞退については努力義務ではなく辞退することとする、という案だ。

委員長の話のとおり、分かりやすくすること、あくまでも議員本人に限定するということ、立候補の妨げにならないこと、ということから、今お話しした提案を、現時点の自由民主党の意見として申し上げる。

石原委員

配られた資料に手書きされている4項目については、先ほどの委員長の発言にあったものだ。これは会派の意見なのか。どういう位置づけのものなのか。

越阪部委員長

一番初めから言っている、事の始まりのことだと思います。

石原委員

一番初めからこんなことを言っていたか。確認を取った覚えがない。

分かりやすいこと、というのは当然そのようにしているのでよい。議員本人であることも当たり前だ。立候補を妨げないことについては、妨げる

つもりで議論をしているわけではないが、こんな確認事項はあったか。いつ決めたのか。

松本委員

今私が申しあげた、第5条第6号についての修正案については、自由民主党としての現時点での考え方だ。委員長が話されたように、という枕詞を使ったように、委員長の目指す改正だと認識している。

石原委員

委員長の目指す改正とは何か。改正は委員長がやることなのか。委員長の意見というのは、どういう取扱いをすればよいのか。

島田委員

ずっと議論をしてきていて、新しくこのようなものを出してきたが、まとまらない。少なくとも私たちは、全部反対だ。この間も確認したように、全会一致で確認が取れているのだから、まとまらない以上、考えられるのは、反対している第5条第6号と第8号を削除したものでまとめるということで、決を採っていただきたい。そうしないと進まない。もし、今日はそこまでまとまらないのなら、そういうことでよいかという会派への持ち帰りもあるかもしれないので、次回の日程を設定してほしい。いずれにしても、除いたものでしか合意ができないのだから、時間の無駄だ。

越阪部委員長

なるべく合意が取れるように頑張りたいと思っています。

荻野委員

全然頑張っていない。

島田委員

自由民主党以外はよいと言っている。

越阪部委員長

でも、今言ったように、一つでも反対だとそれについては上げられないということなので、そういうことかなるべくないように、私は頑張っていると思います。合意が取れる範囲内のことを、もう少しすり合わせも含めて協力をお願いしたいと思います。

今日は、法的側面から確認した内容に基づき、対応の検討をしましたが、石原委員にもいろいろとお骨折りいただき、深く検討をできたと思っています。これも含めて、もう一度時間を取らせていただき、次回に決定できるようにしていきたいと思っています。

島田委員

次回の日程を設定して、次にまとまるところであげるという理解でよいのか。

越阪部委員長

そういうことにしたいと思います。意見はありますか。

荻野委員

パブリックコメントをいつごろとるのが、本会議にいつあげるのかなど、今後の日程はどのように進めていきたいとお考えか。

越阪部委員長

先ほど申し上げましたが、政治倫理条例は少し早くできないかと私は思っていました。今言った検討内容等、いろいろとお骨折りをいただきましたが、できるだけまとまった方向でできるようにと思っていますので、蒸し返しという言葉もありましたが、時間を取らせていただいて申し訳ないのですが、今後のスケジュールは、できれば3月定例会にできるようにと思っていました。今言っていたことが、こういうことになっていますので、それよりも若干遅れて、議会BCPのできあがる頃には同じようにできるかと思っています。日程的に言うと、6月定例会にはまとまって提案できるようにしたいという気持ちでいます。

荻野委員

委員長の話は人ごとだ。委員長は、前回の委員会からこれだけ時間があつたのに、全然調整もしないし、頑張るといふのならもっと動いてもらわないとどんどん遅くなる。3月定例会に上げるというつもりでみんなやってきたのに、今になって6月定例会だなんて、おかしいのではないかと。自分の責任についてどう考えているのか。

島田委員

日程の話だって合意が取れていない。委員長の解任を考えたいので、休憩を取っていただきたい。

休 憩 （午前11時31分）

再 開 （午後 2 時 2 6 分）

委員長不信任動議について

島田副委員長

休憩中に荻野委員から委員長不信任動議が提出されました。

委員長不信任動議の件を議題とし、委員会条例第18条により、越阪部委員長の退席を求めます。

(越阪部委員長退席)

島田副委員長

動議の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

荻野委員

議会改革に関する特別委員会委員長の不信任動議を提出させていただきました。その理由を申し上げます。

この案を提出したのは、越阪部征衛議員が委員長の職にありながら、公平公正な議事運営を著しく欠いたためであります。本来、委員長はその委員会の円滑な議事運営に努めるべきであるところ、越阪部議員は委員長の立場にはふさわしくない個人の発言を繰り返し、議事を著しく妨げる行為に及びました。このままでは適正な委員会審査に支障を来すと判断したため、不信任動議を提出するものであります。

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

島田副委員長

委員長不信任動議については、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

島田副委員長

挙手少数と認め、委員長不信任動議は否決されました。除斥者の復席を求めます。

(越阪部委員長入室)

島田副委員長

委員長不信任動議は否決されましたので御報告申し上げます。

政治倫理条例の改正案について

越阪部委員長

審議の途中でこのようになってしまったことは、こちらの不手際があったのかもしれませんが。

先ほどの続きからで、何か意見はありますか。

島田委員

次の日程を決めて、先ほど話したとおり、まとまらないところはまとまらないでやるしかないと思う。

石原委員

日程に入る前に、越阪部委員長から自由民主党の意見として配られた資料の中に、越阪部委員長の発言にあった4項目が、越阪部委員長らしき字で文字になっている。文字になった以上、責任もあると思うので、これが委員長の個人的な方針だったのか、これが何なのか整理されていないまま終わってしまっている。これについて、スタートの時にこういう方針でやっていくということのようだったが、そんなことは決めていない。こういうことが議論の各論の中で生じるのは結構だが、みんなで決めていないことを個人の見解でこのように出されても、今日の段階でこうして文字になって既成事実化されるのは困る。特に、立候補を妨げないこと、というのは、私たちは全くこうした議論をしていないし、議員のことに関わるので、実際に議論の中でも立候補予定者を妨げるようなことは話題にもなっていない。こうして書かれると、そういう懸念のある内容を私たちが話しているのではないかという誤認を与える可能性もある。みんなで決めたもので

ない以上、発言にもあったし、こうして文章にもなっているので、この取扱いを間違いであればそのように言い直していただきたい。

越阪部委員長

先ほども申し上げましたが、これは自由民主党からこの4つが出たということです。そして、その後に聞かれたことは、私として答えてしまったということはあるのかもしれませんが、それは取消しておいてもらって結構です。

また、このことが十分伝わらなかったというよりも、一番初めから、作業部会になったときにも、分かりやすいようにしてほしいということ言っていたと思っています。

荻野委員

会派から出したものということだが、明らかに委員長が書いている。やはり会派から出したものとはいえ、明らかに委員長が書いたと思われるものを出すこと自体、委員長の行動としては疑義が生じるものであると感じるが、そのあたりを委員長としてはどう考えているのか。

越阪部委員長

議論の中で、石原委員から配付された見直しについてという資料がありますが、そのことも含めて、これは言い訳になってしまうのかもしれませんが、石原委員とも少し話し合いができなかったこともあったと思い反省しています。そのような中で、前からこういうことでお願いしてあったことではあるので、それを自由民主党として整理をして、今までしてきた

ことをここに書いたというまでのことです。中身のことについては、線で囲んであるところが再度議論をしてもらいたいという部分ということで私は解釈しています。

それから、そこに条例と書いてあることの意味合いは、前から言っているとおり、条例そのものは重いことだと思っていますので、十分に議論をするという意味で書いてあるものだとは承知しています。

それでは、今日は持ち帰りということになってしまうかもしれませんが、審査はこれまでにしたいと思います。

矢作委員

先ほど委員長の不信任動議が出されて、否決はされたが、これまで議論を重ねてきているので、やはり前に進めていくべきだと思う。自由民主党からもこうした案が出てきたが、合意していないところを除いて、合意できているところはこれでよいかという確認をしていただき、次回を決めて、少しでも前に進めるように、自由民主党は会派に持ち帰ってまた検討してきて、というように進めてもらえればと思う。

越阪部委員長

今日の時点で会派に持ち帰りの部分を除いたものについては、パブリックコメントの原案としてよいかを決めるという話ですね。そのように諮ってよろしいですか。

島田委員

次回までに決めるところは決めて、合意できないところはそのようにと

ということで、次回はそれで進めるということではいかがか。今はもう協議する雰囲気ではない。

川辺委員 そのほうがよい。

越阪部委員長 それでは、次回パブリックコメントの原案を確定するというのでよろしいですか。

荻野委員 それは本当にそこまでやってくれるのか。今日も本当はそこまでやるはずだった。それならば、やはり事前にパブリックコメントができるようなものを整えて、示してもらわないと。委員会は確認だけというようにしてもらわないと決まらない。

越阪部委員長 そうだと思います。

荻野委員 そうだと思いますとは、人ごとではないか。

越阪部委員長 人ごとではないです。

荻野委員 必ずやると約束してもらえるか。

越阪部委員長

そう思っています。

荻野委員

思っていますではなく、やれますと言ってもらわないと。

島田委員

そうできるように、きちんと事前の努力をしていただきたい。

越阪部委員長

次回決めるということよろしいですか。

(委員了承)

○その他

越阪部委員長

次回の日程は1月22日(金)午後1時30分から開催することとした
い。

(委員了承)

散 会(午後2時46分)